

滋賀県市町村職員研修センター会計管理者事務決裁規程

[平成 19 年滋賀県市町村職員研修センター訓令第 2 号]

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、滋賀県市町村職員研修センターの会計管理者の権限に属する事務の決裁について、必要な事項を定めるものとする。

(代決)

第 2 条 会計管理者が旅行、病気その他の理由により、自ら決裁できない状態にあるときは、会計管理者に代わって、出納員である職員が代決することができる。

2 出納員である職員は、前項の規定により代決した場合において、会計管理者が自ら決裁できない事由が止んだときは、代決した旨を遅滞なく会計管理者に報告しなければならない。

付 則

この訓令は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。